

八尾市議場音響映像システム等更新業務に関する提案応募要領

令和 7 年 5 月
八 尾 市

1. 目的

議場及び第1委員会室の音響映像等設備は、平成6年の庁舎建設時に導入し、平成23年2月末に議場、平成24年1月末に第1委員会室の設備機器を更新したが、いずれも令和6年度末で12年以上が経過しており、経年劣化等によりシステム関係機器に不具合が生じているため更新が必要となっている。

議会運営の効率性や確実性を確保するとともに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく開かれた議会を実現するため、本市の議場及び第1委員会室にとって最適なシステムの更新に向けて、事業者の実績、経験、技術力、企画力、保守対応能力等に基づく専門的見地からの積極的な提案に基づいて実施することを目的として、公募型プロポーザル方式により業務の委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

八尾市議場音響映像システム等更新業務

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 業務内容

業務内容等については、別に定める企画提案仕様書のとおり。

(4) 履行期限

契約締結日～令和8年3月31日

※更新作業等の実施については、会期中は本会議及び常任委員会の開催に支障がないよう調整すること。また、八尾市議会事務局職員に操作研修等を実施したうえで、令和8年3月定例会の開会日から更新後の機器を使用できるように業務スケジュールを計画すること。

(参考：令和7年3月定例会の開会日 令和7年2月10日)

(更新作業可能期間：令和7年12月22日から令和8年2月6日まで)

(5) 提案上限額

85,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 提案参加資格

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本提案応募要領の公告の日（以下「公告日」という。）から提案参加表明届一式の提出締切日までの期間に「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 令和2年4月1日から公告日までの間に、国、都道府県及び他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を行い、誠実に履行した実績があること。
- (9) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。

4. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は、次のとおりである。

実施内容	実施時期
公募開始日	令和7年5月9日(金)
議場及び第1委員会室見学会	令和7年5月21日(水)
本プロポーザルに関する質問	令和7年5月27日(火) 午後5時まで
本プロポーザルに関する質問に対する回答	令和7年6月3日(火) 午後5時まで
提案参加表明届一式の提出	令和7年6月11日(水) 午後5時まで
企画提案書及び価格提案書等の提出	令和7年6月20日(金) 午後5時まで
書類審査結果の通知 (提案者が4者以上の場合のみ)	令和7年7月14日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション審査の通知	令和7年7月14日(月) 午後5時まで
プレゼンテーションによる選考会の実施	令和7年7月23日(水)
優先交渉権者の選定通知	令和7年7月30日(水) 発送
優先交渉権者との協議終了、契約の締結	令和7年8月29日(金)

※スケジュールは予定であり、事務の都合等により日程を変更する場合があるので留意すること。

5. 問い合わせ先及び提出先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 本館9階

八尾市議会事務局 議事政策課

担 当： 村井・花田・片山

電 話： 072-924-3885

F A X： 072-922-4968

メールアドレス：sigikaijimukyoku@city.yao.osaka.jp

ホームページURL：https://www.city.yao.osaka.jp

6. 議場及び第1委員会室見学会（希望者のみ）

議場及び第1委員会室の特性や形状を把握する機会として、希望者を対象として見学会を開催する。

(1) 開催日時 令和7年5月21日(水) 午後1時から午後4時まで

(2) 見学場所 議場、第1委員会室等

(3) 留意事項

- ・見学を希望する場合は、見学会前日の正午までに、会社名等と参加人数（2名以内）を八尾市議会事務局議事政策課にメールにて報告すること。
- ・見学会では、簡易な質問以外は受けない。
- ・本業務の実施に必要な議場等内の測量等については、各自で実施すること。

7. 質問の受付及び回答について

本応募要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問内容の要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式 1-1～2）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで【必着】
- (2) 提出先 八尾市議会事務局 議事政策課
- (3) 提出方法 電子メールによる。なお、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式 1-1～2）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までに本市ホームページに掲載する。

8. 提案参加表明届一式の提出

企画提案書の提出に参加する場合は提案参加表明届一式（様式 2-1～4）を令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 5 時までに八尾市議会事務局議事政策課に持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（提出期限後に到着した提案参加表明届一式は、無効とする。）

受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

9. 企画提案書、価格提案書及びその他の書類提出の内容及び提出方法等

参加希望者は、企画提案仕様書により以下書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書等の提出について（鑑文）（様式 3）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ※ ページ数の制限は設けませんが、わかりやすく簡潔明瞭な書類の作成に努め、専門的知識を有しないものでなくとも理解しやすい内容とすること。
 - ※ 別紙「企画提案仕様書」、「評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。
 - ウ 機能要件一覧表（様式 4）
 - ※ 企画提案仕様書「2-1 基礎的要件」に関して、対応度及び必要に応じてコメント等を記載すること。
 - エ 価格提案書（様式 5）
 - ※ 一式表記ではなく明細書（単価・数量・型番を明記したもの）を添付すること。
 - ※ 消費税及び地方消費税は10%で計上すること。
 - オ 保守点検等の考え方や実施方法についての提案書（任意様式）及び参考見積書（様式 6）
 - ※ 一式表記ではなく明細書（単価・数量を明記したもの）を添付すること。
 - ※ 消費税及び地方消費税は10%で計上すること。
 - カ 業務実施体制（任意様式）
 - ※ 業務実施体制が明確となるような体制表（組織図等）を添付すること。
 - ※ 配置予定技術者等の氏名、経歴、実績等を記載すること。
 - キ 業務実施スケジュール（任意様式）
 - ※ 契約締結予定日から業務完了までのスケジュールを示すこと。
 - ク 業務実績調書（様式 2-4）
 - ※ 再度提出すること。ただし、提案参加表明届一式の提出時点から記載内容を加除しても差し支えない。

(2) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで【必着】

※ 提出期限後に到着した企画提案書等は、無効とする。

(3) 提出部数 正本（押印のあるもの）1部、副本（押印不要）10部、CD等に保存した電子データ（PDF形式）1式及び機能要件一覧表（様式4）についてはエクセルデータ

(4) 提出書類の作成方法（規格等）

ア 様式はいずれも任意（様式2～様式6を除く）とし、用紙の規格はA4（縦横混合可、図表等はA3を織り込むことも可）を使用すること。また、印刷は片面印刷とすること。なお、資料には社名、ロゴ等提案者を判別できるものを記載しないこと。

イ 記述内容は、専門的知識を有しないものに配慮をし、専門用語や略語等については、説明をつけるなどの配慮をすること。

ウ 1部ごとに綴じて提出すること。なお、綴じ方は長辺綴じとし、フラットファイル等の使用は任意とする。

(5) 提出場所 八尾市議会事務局 議事政策課

(6) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(7) 提出された書類の取扱い

ア 企画提案書の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。

ウ 本プロポーザルに係る提出書類及び評価結果等については、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

エ 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

オ 提出された企画提案書等は、返却しない。

カ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

キ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10. 提案の審査、評価及び選定

(1) 書類審査の通知

提案者が4者以上ある場合は、書類審査の結果をもって上位3位のものについてプレゼンテーション審査による選定を行うため、書類審査の結果をすべての提案者に対して、令和7年7月14日（月）午後5時までに電子メールにて通知する。

また、提案者が3者以下の場合については、書類審査の結果を通知しないものとする。なお、プレゼンテーション審査を行う者については令和7年7月14日（月）午後5時までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーションによる選考会の実施

ア 実施日 令和7年7月23日（水）（予定）

イ 場所 八尾市役所 本館8階 第2委員会室（予定）

ウ プレゼンテーションの実施要項

（ア）実施順は、原則提案参加表明届一式の受付順とする。

（イ）出席者は1事業者5人以内とし、業務の責任者となる予定の者は、原則参加すること。

- (ウ) プレゼンテーションは1事業者につき40分以内とし、その後、ヒアリングを20分以内で行う。(別途、事前準備に40分、撤収に30分を設ける。)
- (エ) プレゼンテーションに必要かつ効果的なデモンストレーションを、提案者の判断により適宜行うこと。ただし、次の項目は必須とする。
 - ・実際に導入する予定の機器(特にマイク)及び運用(操作)システムのタッチパネル上での操作等について、デモンストレーションを行うこと。
- (オ) プレゼンテーションで使用する資料は、9(1)に基づき提出された企画提案書等のみとし、提出書類にない追加提案や追加資料の配付は不可とする。
- (カ) プレゼンテーションに必要となる機材等は事業者において用意すること。
- (キ) プレゼンテーション審査については非公開とする。
- (ク) 開始時刻等の詳細は、プレゼンテーション参加者に別途通知する。

(3) 評価基準

提案の評価基準は、別紙「八尾市議場音響映像システム等更新業務 プロポーザル評価基準」のとおり

(4) 選定方法

- ア 選定については、「八尾市議場音響映像システム等更新業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、別紙のプロポーザル評価基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合点の高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、事業者選定までに、本提案応募要領における、「3. 提案参加資格」の要件を満たさなくなった場合、及び後述の「12. 失格事項」に該当することとなった場合は、**選定の対象外**とし、電子メールにて通知する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。
なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が6割に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- エ 提案者が1者であっても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合点が6割以上に達した場合、その者を優先交渉権者として選定する。
選定結果については、令和7年7月30日(水)に全ての提案者に文書で発送する。

11. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、その内容に拘束されるものではなく、優先交渉権者との協議により、合意形成ができる場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 委託料の支払い条件

業務完了後、一括払いとする(業務完了後、検査に合格し、適法な支払請求があった日から起算し

て 30 日以内に業務委託料を支払う。)

12. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 価格提案書に記載された提案金額が本提案応募要領で示す提案上限額を超える場合
- (2) 企画提案書の提出期限、提出場所又は提出方法が本提案応募要領に適合しない場合
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合
- (4) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 同一提案者が複数の提案を行った場合
- (6) 本提案応募要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- (7) その他本提案応募要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

13. その他留意事項

提案参加表明届一式及び企画提案書等を提出後、辞退を行う場合は、八尾市議会事務局議事政策課に書面（任意様式）で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めない。